

A 2 訪問型サービス（令和6年4月施行版）
（共生型：障害福祉制度の指定居宅介護支援事業所で障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者による）サービスコード表×70%
* このサービスコード表は令和6年4月1日～令和6年5月31日まで適用とします。令和6年6月1日以降は、令和6年6月施行版をご覧ください。
* 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
A2	1131	訪問型独自サービス/311	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2（週1回程度）		823	1月につき
A2	2131	訪問型独自サービス/311 日割	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2（週1回程度）	日割の場合 ÷ 30.4日	27	1日につき
A2	1231	訪問型独自サービス/312	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2（週2回程度）		1,644	1月につき
A2	2231	訪問型独自サービス/312 日割	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2（週2回程度）	日割の場合 ÷ 30.4日	54	1日につき
A2	1341	訪問型独自サービス/313	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	要支援2(週2回を超える程度)		2,609	1月につき
A2	2341	訪問型独自サービス/313 日割	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	要支援2(週2回を超える程度) 123単位	日割の場合 ÷ 30.4日	86	1日につき
A2	C231	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/311	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1)1週に1回程度の場合		-8	1月につき
A2	C240	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/311 日割		(1)1週に1回程度の場合	日割の場合 ÷ 30.4日	-1	1日につき
A2	C232	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/312		(2)1週に2回程度の場合		-16	1月につき
A2	C233	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/312 日割		(2)1週に2回程度の場合	日割の場合 ÷ 30.4日	-1	1日につき
A2	C234	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/313		(3)1週に2回を超える程度の場合		26	1月につき
A2	C235	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/313 日割		(3)1週に2回を超える程度の場合	日割の場合 ÷ 30.4日	-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上場合	所定単位数の 12% 減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算		1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算		1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき
A2	4021	訪問型独自サービス初回加算/3	ニ 初回加算			200 単位加算	200
A2	4023	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/3	ホ 生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100 単位加算	100	1月につき
A2	4022	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/3		生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200 単位加算	200	
A2	6122	訪問型独自口腔連携強化加算/3	ヘ 口腔連携強化加算		50単位加算		1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 137/1000 加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 55/1000 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	チ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 63/1000 加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 42/1000 加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	リ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1000 加算		1月につき